

刑事処分相当性と保護処分相当性の判断基準について

今井 英翔

- I はじめに
- II 少年法 20 条について
 - (1)少年法 20 条の趣旨と目的
 - (2)特定少年に対し検察官送致が決定された事例
- III 少年法 55 条について
 - (1)少年法 55 条の趣旨と目的
 - (2)15 歳に少年法 55 条に基づく家裁移送が認められた事例
- IV 私見
 - (1)保護不能について
 - (2)保護不適について
 - (3)判断基準
- V おわりに

I はじめに

少年法 1 条にもあるように、日本の少年法は「少年の健全な育成」を目的としている。そのため、少年に対し刑事処分よりも保護処分が有益であるという前提がある中、内容によっては刑事処分が適切と判断されることもある。その一つとして挙げられるのが、少年に対する処遇決定である。非行少年の処遇について家庭裁判所が判断を行なった結果として、刑事処分相当性が認められた場合、少年法 20 条より検察官送致(逆送)が決定され、刑事手続きを通して少年に刑事責任を問う事が可能になる。しかし、逆送されたとしても事実審理の結果、刑事裁判所が保護処分相当性を認めた場合には少年法 55 条より家庭裁判所に移送される。

処遇決定において、少年は可塑性が高く、保護・教育的な処遇決定には成人するまでという時間的制限がある為、処遇決定は迅速になされる必要がある。しかし、実務では逆送と移送が繰り返し行われる「キャッチボール現象」が生じ、処遇決定までに 1 年半余りを要した事例もある¹。こうした現象は、刑事裁判所は家庭裁判所の逆走決定に拘束されず、

¹ 加藤学「少年(刑事)事件において家庭裁判所と刑事裁判所の判断を可及的速やかに収斂するために考慮すべき事項」家庭の法と裁判 11 号(2017)56 頁以下、土橋央征「付添人レ

家庭裁判所もまた刑事裁判所の移送決定に拘束されることがない為、生じている。この現象は処遇の早期決定を妨げる事に加え、長期的な手続きそのものが少年の負担ともなることから、避けるべき現象である。そのためには家庭裁判所が刑事処分相当性を判断する基準と刑事裁判所が保護処分相当性を判断する基準を統一するべきだと考える。

本稿では少年法 20 条と少年法 55 条、更には現状の判断基準についても検討していく。

II 少年法 20 条について

(1)少年法 20 条の趣旨と目的

少年法 20 条 1 項は「家庭裁判所は、死刑、懲役又は禁錮に当たる罪の事件について、調査の結果、その罪質及び情状に照らして刑事処分を相当と認めるときは、決定をもつて、これを管轄地方裁判所に対応する検察庁の検察官に送致しなければならない。」と規定している。少年法 20 条は、少年審判の手續が少年を保護し教育する場であるとの考え方に基づいて制定されており、少年の年齢や性格に即し、わかりやすく、少年と保護者の信頼を得られる雰囲気の下で審判を行うことを目的としている。

(2)特定少年に対し検察官送致が決定された事例²

本事案の概要について、少年は成人男性らと共謀して、深夜、大阪市北区豊崎の路上で、男性の右腕を金属製の棒で殴ったり、顔面に催涙スプレーを噴射したりするなどの暴行を加え、乗用車に乗せて連れ帰り、車中で両手足首をロープで縛るなどをした。被害男性と一緒にいた知人に対しても顔面に催涙スプレーを噴射し、車外に逃げ出したところ多数回蹴る等の暴行を加えたが、知人男性を連れ去られる前に逃げ出した。

本件は、実行役とは別に、指示役の主犯(当時 29 歳)が存在し、主犯者は SNS 上で違法行為を請け負う実行役を募っていた。その後、被害者らは、事件の数日前に主犯者より SNS を通じて投資セミナーの講師を依頼され、指定された場所に呼び出されたところを襲撃された。

①決定要旨

ポート：未熟運転致死保護事件「少年が 2 度検察官送致された事例」季刊刑事弁護 92 号 (2017)73 頁以下参照。

² 首都東京法律事務所「【事例】特定少年に対し検察官送致が決定された事例(逮捕監禁罪等)」参照。

本件は、報酬を得るために見ず知らずの人間を犯罪の標的とする者で、このような事案に関与すること自体が強い非難に値する。少年は、主導的立場にあったものではないが、腕とはいえ、いきなり金属製の棒を用いて被害者の身体を複数回殴っているほか、車の運転や無抵抗の被害者の足首をロープで縛る手伝いをするなど、この犯行に主体的・積極的に関わり、重要な役割を果たしていると判断され、少年法 20 条より逆送が決定された。

Ⅲ 少年法 55 条について

(1)少年法 55 条の趣旨と目的

少年法 55 条は、「裁判所は、事実審理の結果、少年の被告人を保護処分³に付するのが相当であると認めるときは、決定をもつて、事件を家庭裁判所に移送しなければならない。」と規定している。これは少年を成人と同じ刑事処分に付するよりも少年事件における保護処分に付する事で、少年の健全育成を促すことを目的としているといえる。

(2)15 歳に少年法 55 条に基づく家裁移送が認められた事例³

本事案の概要について、犯行時 15 歳の被告人が、共犯者 2 人(いずれも成人)と強姦を共謀して、深夜、徒歩で帰宅途中の被害女性に対し、背後から口をふさぎ、自動車内に押し込み乗車させ、約 40 分間にわたり林道まで車を走らせながら、同車内において集団で執拗に凌辱(強姦)し、その後、被害女性を背後から林道下の川に全裸のまま落下させ、被害女性に全治 85 日間を要する頭頂部挫創等の傷害を負わせた。

①決定要旨

被告人は、捜査段階及び家庭裁判所の審判では、共犯者に責任を擦り付ける虚偽の弁解や、性交につき被害者の同意があると思っていた等と共感性に欠ける弁解をしており、内省は不十分な状況にあったといえるが、他方で、少年鑑別所は、被告人の知的能力の制約や矯正教育を行う必要があるとして、少年院送致が相当であると判断し、家庭裁判所調査官も、結論は検察官送致が相当と判断したが、被告人の年齢や生活環境、知的能力等に照らして保護処分による矯正改善に見込みが全くないわけではないと判断していた。

本件犯行は凶悪かつ卑劣な事案であり、その態様、結果及び被告人の関与の状況等に加えて、被害者の厳しい処罰感情も併せ考慮すれば、被告人を刑事処分に付する事も十分に考えられる。他方で本件犯行は、被告人の年齢、生育歴及び環境等や資質上の背景要因に

³ 首都東京法律事務所「【事例】15 歳に少年法 55 条に基づく家裁移送が認められた事例(令和 2 年 7 月 15 日さいたま地裁決定)」参照。

根ざす未熟さに起因するところが大きく、そのすべてを被告人の責めに帰することは出来ない。

被告人は、刑事裁判手続の中で内省の端緒がうかがえるなど、矯正教育の下地が備わりつつあるとはいえ、少年院送致の非行歴がないことをも考慮すると、本件を家庭裁判所に送致して、被告人を保護処分に付し、専門機関による被告人の特性に応じた手厚い強制環境を受けさせ、本件犯行に対する真摯な反省をさせ、食材意識を持たせることなどを通じて、被告人の更生を図ることが相当であると判断され、少年法 55 条より移送が決定された。

IV 私見

私は、刑事処分相当性と保護処分相当性の判断基準として、少年が保護不能・保護不適であるか否かの観点から判断されるべきであると考えている。つまり、少年が保護不能である場合又は保護不適である場合には刑事処分相当性を認め、少年が保護不能でなく且つ保護不適でもない場合には保護処分相当性を認めるべきであると考えている。

(1)保護不能について

少年が保護不能か否かの判断の際には、家庭裁判所の専門的な調査によって把握された少年の要保護性を、少年司法が利用可能な資源によって解消することができるかどうかという観点からなされる。つまり、少年の非行メカニズムと少年の改善更生に必要・有効な処遇に関する事情を考慮要素として判断される⁴。裁判例を見ると⁵、少年の非行メカニズムに関する考慮要素としては、少年の年齢や性格、成熟度、環境等が挙げられており、保護処分が非行の改善に有効か否かの考慮要素として、少年の責任の自覚や反省の有無、非行歴等が挙げられる。

(2)保護不適について

少年が保護不適であるか否かの判断の際には、少年を保護処分とすることが社会的に許容されるかどうかという規範的な判断でなされる。裁判例を見ると⁶、犯罪の動機や目的、態様、結果の大小等の狭義の犯情と、犯行後の情況や被害者の処罰感情等の広義の犯情を考慮要素として判断される。

⁴ 村中貴之「少年逆送事件の 5 5 条移送および量刑ケースセオリーと考慮事項」季刊刑事弁護 88 号(2016)14 頁参照。

⁵ 福岡地小倉支決平成 26 年 3 月 27 日参照。

⁶ 福岡地決平成 24 年 2 月 24 日参照。

(3)判断基準

ここで、規準を統一したとしても、保護不能、保護不適それぞれを判断する際の考慮要素のどこに比重を置くかによっても、家庭裁判所と刑事裁判所での判断に食い違いが生じ得る。そこで、保護不能の考慮要素では少年の性格や環境を重視し、保護不適の考慮要素では狭義の犯情と広義の犯情を総合考慮して判断すべきだと考える。

保護不能において少年の性格や環境を重視すべき理由としては、性格や環境が犯行の動機や行為態様に大きく影響を及ぼし、それが非難可能性を減少させることもあるからである。保護不適において狭義の犯情と広義の犯情を総合考慮すべき理由としては、過去に、少年の内省を深めつつある点や、示談が成立し被害者家族が厳格な処罰を望まない旨の意思を表明している事、保護環境の変化等を考慮して保護処分相当性を認めた事例があり⁷、協議の犯情に限定して判断すると、こういった事情を考慮できなくなり、移送による保護処分を選択する余地が大きく狭められることになるからである。

V おわりに

少年は可塑性が高く、成人するまでという時間的制限がある為、処遇決定は迅速になされる必要がある。現状、非行少年の処遇決定の際には、家庭裁判所と刑事裁判所での判断が異なり、逆送と移送が繰り返し行われ、処遇決定までに時間が掛かっている。

その為には刑事裁判所と家庭裁判所での判断基準を少年が保護不適か否か、保護不能か否かという規準を設けて判断することで、処遇決定を迅速に行えんと考える。

⁷ 水戸地方裁判所土浦支部判決平成14年3月1日参照。